

宇都宮市社会福祉法人等審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 22 条に規定する法人をいう。）の設立並びに社会福祉事業（法第 2 条に規定する事業をいう。）を実施する施設等（以下「社会福祉施設」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の整備等に関する審査事務を、適正かつ公平に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(審査機関の設置)

第 2 条 社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備等に関する審査を行うため、宇都宮市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員、組織及び運営その他の事項は、別に定める。

(審査の対象)

第 3 条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立
- (2) 市が公募により事業者を募った社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備
- (3) 前号に該当する場合を除く国庫及び県費補助協議の対象施設となる社会福祉施設の整備
- (4) その他市長が審査会に諮ることが適当と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、審査会の対象にしないものとする。

- (1) 法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する社会福祉事業を実施する施設等の整備
- (2) 既存の社会福祉施設の改築（全面的な改築を除く。）のための整備
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項に規定する病床を有する病院及び診療所について、現に有する病床数を減少させて介護老人保健施設を開設するための整備

(審査の基準)

第 4 条 審査会は、関係法令及び関係通知に併せて宇都宮市社会福祉法人審査基準及び宇都宮市社会福祉施設等整備審査基準に基づき、審査を行うものとする。

(選定の適否の決定)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項（以下「審査事項」という。）について、

審査会の審査結果に基づき、その適否を決定する。

- 2 前項の規定に基づき市長が決定した審査事項で、国庫及び県費補助協議の結果不採択等のやむを得ない理由により実施が困難となったものについては、第3条第1項の規定にかかわらず、次年度における審査会の審査を省略することができる。（審査事項の内容に変更（軽微な変更を除く。）がない場合に限る。）

（審査の中止等）

- 第6条 審査会の審査中若しくは市長の決定後において、審査事項の内容が変更（軽微な変更を除く。）され、又は審査事項の内容に虚偽の事由を認め、若しくは審査事項の提出者が市民の疑惑や不審を招くような行為を行ったと市長が認めるときは、審査を中止し、又は決定を取り消すものとする。

（審査結果の遵守）

- 第7条 第5条第1項の規定による決定を受けた者は、審査会の審査結果を遵守し、審査事項の完了に向けて努めなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する審査結果の遵守状況について適宜確認を行い、指導監査の確認事項とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年11月1日から適用する。